

令和2年11月25日

都道府県・政令指定都市スポーツ主管課
都道府県・政令指定都市障害者スポーツ主管課

御中

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）

「スポーツ活動継続サポート事業（スポーツ事業継続支援補助金）」の申請
受付期限の再延長について（周知・依頼）

日頃より「スポーツ活動継続サポート事業（スポーツ事業継続支援補助金）」の周知・働きかけにご協力いただき、ありがとうございます。

本事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響をうけたスポーツ関連団体や個人事業主の活動を支援するものですが、この度、下記のとおり申請受付期限を再度延長しますので、お知らせします。

今回の延長は、対象事業期間が今月末までであり、事業実施と申請事務の両立が難しい場合があることを踏まえた特別措置です。申請漏れのないよう、貴管下の関係者に対し広く周知いただきますようお願いいたします。

記

○申請受付期限

（従来） 11月30日（月）必着 → （再延長後） 12月11日（金）必着

※補助対象期間については、2020年2月26日～2020年11月30日のまま変更ありません。

<添付資料>

別添：スポーツ活動継続サポート事業 チラシ（申請期限再更新版）

<参考>

スポーツ活動継続サポート事業 補助金事務局HP （（公財）日本スポーツ協会公式HP）

<https://www.japan-sports.or.jp/tabid1281.html>

【本件連絡先】

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）

白川・内海・柴田

電話 03-5253-4111 内線 2045

E-mail sminkan@mext.go.jp

新型コロナウイルス感染対策を行いつつ
スポーツ活動の再開や継続に取り組むみなさまへ

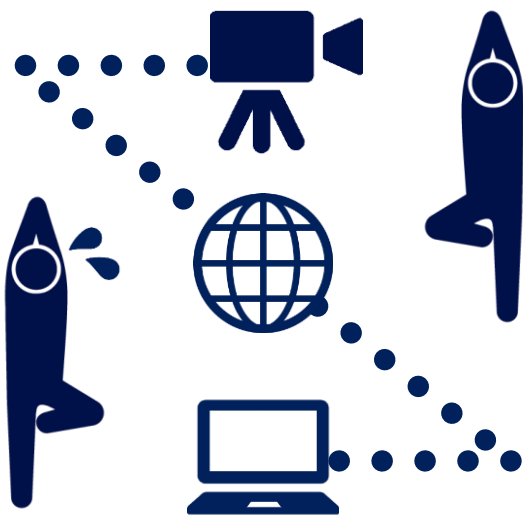
最大150万円まで補助します

申請
期限

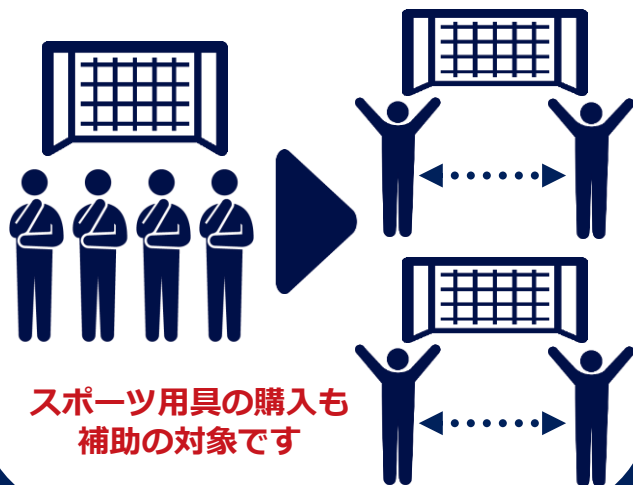
2020年~~11月30日~~(~~月~~) 必着
12月11日 (金)

再延長

リモート指導の環境整備



Withコロナでの
練習環境の確保・充実



補助対象となる事業例

リモートワークの環境整備



大会などでの感染対策



補助金交付までの流れ（例）

STEP 1

交付の申請

日本スポーツ協会ホームページからダウンロードした所定の様式を用い、申請書類を作成、補助金事務局へ郵送します。

対象となる方

スポーツに関する物・サービスを提供する事業を行っている...

- **団体（常勤の従業員数20名以下の団体に限る）**
- **個人事業主（いわゆるフリーランスを含む）**

例）競技団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツの指導にかかわる方、アスリートなど

対象となる事業 ※(1)のみ、又は(1)(2)両方

- (1) 以下のいずれかに該当する取組（複数可）
 - ① スポーツ実施者、観客等の回復・開拓のための取組
 - ② スポーツ大会又は教室の運営等の事業活動の継続・回復のための取組
 - ③ 雇用契約の明文化等の経営・ガバナンスの近代化のための取組
- (2) (1)の取組と併せて行う新型コロナウイルス感染拡大予防のための取組（業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに則したもの。）

上限額・補助率等

- (1) 原則経費の2/3（上限100万円）
※一定の条件を満たせば3/4
- (2) 定額（1事業者当たり上限50万円）

詳細はホームページをご覧ください。

日本スポーツ協会（JSPO）
(<http://www.japan-sports.or.jp/>)
→トップページバナー



STEP 2

事業の実施

申請した事業を実施します。なお、2020年2月26日から11月30日までに実施する事業が対象であり、さかのぼっての申請も可能です。

STEP 3

実績報告・精算払い請求

補助金事務局へ実施した事業の実績を報告します。報告の内容に基づき、補助金が交付されます。